

2025年1月

ビジネス パートナ ー 行動規範



目次

はじめに	4
目的	4
適用範囲	4
適用可能性	4
コンプライアンス	4
基準	4
期待事項	4
人権	5
1.0 自由に選択した雇用	5
2.0 児童労働と若年労働者	5
3.0 差別禁止	5
4.0 公正な待遇	5
5.0 賃金	5
6.0 福利厚生	5
7.0 労働時間	5
8.0 多様性、公平性、包括性	5
9.0 結社の自由	5
10.0 地域社会	5
健康と安全	6
1.0 労働者の保護	6
2.0 施設および装置	6
3.0 危険情報とトレーニング	6
4.0 プロセスの安全性	6
5.0 緊急事態への備えと対応	6
6.0 請負業者の安全	6
7.0 従業員の福利	6
環境	7
1.0 環境認可と報告	7
2.0 廃棄物と排出物の管理	7
3.0 気候の変化	7
4.0 資源効率	7
5.0 生物多様性の保全	7
6.0 流出と放出の防止	7

目次（続き）

ガバナンスと管理システム	8
1.0 文化、コミットメント、説明責任	8
2.0 法的要件と顧客要件	8
3.0 リスク管理	8
4.0 トレーサビリティと制御	8
5.0 トレーニングとコンピテンシー	8
6.0 文書化	8
7.0 継続的改善	8
8.0 苦情処理制度	8
9.0 対応と是正	8
10.0 効果的なコミュニケーション	8
11.0 事業継続管理	8
倫理的なビジネス慣行	9
1.0 誠実なコミュニケーション	9
2.0 正確な業務記録	9
3.0 公正な競争	9
4.0 贈収賄防止および汚職防止	9
5.0 贈答品と接待	9
6.0 政府機関との協力	9
7.0 利益相反	9
8.0 貿易コンプライアンス	10
9.0 インサイダー取引	10
10.0 知的財産と機密情報	10
11.0 プライバシーと個人情報	10
12.0 動物の福祉	10
13.0 製品品質	10
14.0 臨床試験	10
15.0 マーケティングおよび販促慣行	10
16.0 医薬品安全性監視	11
17.0 責任ある鉱物調達	11
18.0 AIを含むテクノロジーの活用	11
19.0 サプライヤーの多様性	11
コンプライアンス違反の影響	12
監視	12
コミュニケーション	12
懸念の報告	12

はじめに

当社は、最高レベルの正直さ、誠実さ、倫理的行動をもって事業を遂行することに尽力しており、当社の取り組みに賛同する個人や組織とのビジネス関係の構築を優先しています。当社の目標は、より持続可能で、回復力があり、公平な世界の構築に貢献することであり、サプライヤーやその他のビジネス パートナーもこの目標を共有し、支持することが不可欠であると考えています。当社は、責任あるビジネス慣行が社会だけでなくビジネス界全体に利益をもたらすと固く信じています。



目的

当社のビジネス パートナー行動規範 (BPCC) の目的は、当社とビジネスを行う際にビジネス パートナーが遵守すべき倫理的かつ責任ある行動に関する一連の期待とガイドラインを確立することです。

適用範囲

当社のBPCCは、人権、労働慣行、データ保護、健康と安全、環境への影響、倫理的なビジネス慣行などの問題に取り組んでいます。明確な期待を設定することにより、ビジネス パートナーが当社の価値観や基準、法的要件、業界標準に沿って業務を遂行することを目指しています。

適用可能性

BPCCは、当社に商品、サービス、またはリソースを提供するサードパーティ エンティティとも呼ばれる外部のあらゆるエンティティまたは組織に適用されます。これには、当社とビジネス関係を結んでいるサプライヤー、サービス プロバイダー、ベンダー、請負業者、その他の組織が含まれます。本文書全体で「パートナー」という用語は、当社に商品、サービス、またはリソースを提供するあらゆる種類の組織を総称して指すために使用されます。

コンプライアンス

すべてのパートナーにとって、事業を展開するすべての地域での事業運営に適用される連邦、州、地方、国際、および現地の法律と規制を包括的に理解し、遵守し続けることが不可欠です。BPCCは、パートナーが遵守する義務がある現地の法律、規則、規制に優先したり、それらに取って代わったりするものではありません。

基準

BPCCは、国連グローバル・コンパクト原則、国際労働機関 (ILO) 中核条約、世界人権宣言 (UDHR)、医薬品サプライチェーン・イニシアチブ (PSCI) 原則を含むが、これらに限定されない、世界的に認められた基準に基づいて設立されました。これらのフレームワークは、当社組織およびビジネス パートナーにおける倫理的な行動と責任あるビジネス慣行の指針として機能します。

期待事項

パートナーは、自社のポリシー、手順、および実践を、当社のBPCCに概説されている原則に合わせることを求められます。

- **BPCCを確認する:** BPCCに記載されている原則を注意深く読んで理解してください。
- **コンプライアンスを評価する:** 既存のポリシー、手順、および慣行を評価して、それらがBPCCに定められた原則を満たしているかどうかを判断してください。
- **ギャップを特定する:** 現在の慣行がBPCCと一致していない可能性がある領域を特定してください。
- **必要な変更を加える:** 見つかったギャップやコンプライアンス違反に対処するために適切な措置を講じてください。これには、BPCCに合わせてポリシーや運用を更新することが含まれる場合があります。
- **継続的改善:** BPCCへの準拠を定期的に確認および監視することで、継続的な改善に努めてください。慣行を強化する方法を模索してください。

人権

パートナーは、社内外の利害関係者の人権を尊重し、彼らを尊厳と敬意を持って扱うことに尽力するものとします。パートナーは、自社の事業運営やサプライチェーンの慣行を通じて、自らが引き起こす、または助長する可能性のある人権への悪影響を評価することが求められます。



人権の原則は次のとおりです：

1.0 自由に選択した雇用

パートナーは、強制労働、奴隷労働、年季奉公労働、非自発的な囚人労働を行わせたり、人身売買やあらゆる形態の現代奴隷制度に関与したりしてはなりません。いかなる労働者も仕事に対して金銭を支払わされたり、移動の自由を否定されたりしてはなりません。

2.0 児童労働と若年労働者

パートナーは児童労働を行わず、法定就労年齢に満たない個人がいかなる形態の雇用にも従事しないことを保証するものとします。18歳未満の者の雇用は、年齢制限、労働時間、公正な報酬、健康と安全に関するすべての関連法規制に準拠する必要があります。

3.0 差別禁止

パートナーは、人種、肌の色、年齢、妊娠、性別、性的指向、民族、障害、宗教、政治的所属、労働組合への加入、婚姻状況、または適用法によって保護されるその他の特性など、職務に関連しない要因に基づくいかなる形態の差別もない職場を提供するものとします。パートナーは業務全体を通じて機会均等を推進する必要があります。

4.0 公正な待遇

パートナーは、労働者に対するセクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的または肉体的強制、または言葉による虐待を含む、嫌がらせ、過酷で非人道的な扱いのない、またそのような扱いの脅迫のない職場環境を提供するものとします。

5.0 賃金

パートナーは、適用される賃金法および合意された雇用契約に従って労働者に賃金を支払うものとします。パートナーは労働者に対し、報酬の根拠を労働者に適時に伝えるものとします。

6.0 福利厚生

パートナーは、有給休暇、社会保障、労災保険、退職金、産休/育児休暇など、適用される労働法で義務付けられているすべての福利厚生を労働者に提供するものとします。

7.0 労働時間

パートナーは、労働時間、残業、最長労働時間規制、食事および休憩時間、有給休暇に関連するすべての適用法を遵守するものとします。パートナーは労働者の福利を考慮し、長時間労働が疲労、ストレス、不健康なワークライフバランスにつながっていないかを考慮する必要があります。

8.0 多様性、公平性、包括性

パートナーは、事業およびサプライチェーン全体にわたって機会均等を推進し、すべての個人の権利と尊厳を尊重する包括的かつ公平なビジネス環境の促進を目指すものとします。

9.0 結社の自由

パートナーは、現地の法律に定められている労働者の権利、すなわち、自由に結社する権利、労働組合に加入する権利または加入しない権利、代表を求める権利、労働者評議会に加入する権利、および団体交渉を行う権利を尊重するものとします。労働者は報復を恐れることなく、労働条件に関して経営陣と率直にコミュニケーションをとることができるものとします。

10.0 地域社会

パートナーは、清潔で健康的な環境に対する権利を含む、地域社会の人権を尊重する方法で事業および活動を行うものとします。

健康と安全

パートナーは、安全で健康的な労働環境を提供し、労働者の福利をサポートするものとします。健康と安全対策は、パートナー施設の請負業者と下請業者にも適用されます。



健康と安全の原則は次のとおりです：

1.0 労働者の保護

パートナーは、化学的、生物学的、物理的危険を含む職場の危険に対する従業員の曝露を保護、防止、または管理するためのプログラムを実施するものとします。

2.0 施設および装置

パートナーは、労働者の安全、健康、福利をサポートするために適切な機器、施設、サービスを提供するものとします。

3.0 危険情報とトレーニング

医薬品化合物および医薬品中間体を含む危険物質に関する安全情報を入手可能とし、労働者を教育、訓練し、危険から保護するために使用しなければなりません。

4.0 プロセスの安全性

パートナーは、化学および生物学的プロセスによるリスクを特定し、化学剤または生物学的剤の壊滅的な放出を防ぐための管理プロセスを導入するものとします。

5.0 緊急事態への備えと対応

パートナーは、潜在的な緊急事態のシナリオを特定し、予防措置とトレーニングを導入し、緊急時の計画と対応手順を効果的に実行できるように準備するものとします。

6.0 請負業者の安全

請負業者と下請業者の健康と安全を確保するためのプログラムを導入するものとします。

7.0 従業員の福利

労働者の心身の健康に良い影響を与えるプログラムを推進するなど、安全と福利の文化を推進するものとします。

環境

パートナーは、環境への悪影響を最小限に抑えるために、環境に配慮した効率的な方法で事業を運営するものとします。パートナーには、天然資源の保全、温室効果ガス (GHG) 排出量の削減、生物多様性ときれいな水の保全、有害物質の使用の最小化と管理が推奨されます。



環境原則は次のとおりです：

1.0 環境認可と報告

パートナーは適用される環境法および規制を遵守するものとします。必要なすべての環境許可およびライセンスを取得し、情報登録および制限を行うほか、事業運営と報告に関する要件に従う必要があります。

2.0 廃棄物と排出物の管理

人体または環境衛生に悪影響を及ぼす可能性のある廃棄物、廃水、または排気ガスは、環境に放出する前に適切に管理、制御、および処理するものとします。これには、環境への有効医薬品の放出管理 (PiE) が含まれます。

3.0 気候の変化

パートナーは自社のGHG排出量を監視および削減し、サプライヤーにも同様の取り組みを奨励するものとします。

4.0 資源効率

パートナーは、無駄を省き、効率性を向上させる措置を講じ、再生可能で持続可能な資源を優先して水を含む資源の消費を削減するよう努めるものとします。また、再利用・リサイクルのための措置も講じなければなりません。

5.0 生物多様性の保全

パートナーは生物多様性への影響を理解し、エコロジカルフットプリントを削減するための合理的な措置を講じるものとします。

6.0 流出と放出の防止

パートナーは、環境への偶発的な流出や放出、および地域社会への悪影響を防止および軽減するための効果的なシステムを導入するものとします。

ガバナンスと管理システム

適切なガバナンスと管理システムはコンプライアンスの基盤となります。パートナーは、適切なシステムを使用して、リスクと影響に関するデューデリジェンスの実施、法律の監視、優先順位の設定、責任の割り当て、リスク軽減策の導入、継続的な改善とコンプライアンスの促進を行うものとしします。



ガバナンスと管理システムの原則は次のとおりです：

1.0 文化、コミットメント、説明責任

パートナーは、適切なリソースを割り当て、それらを実施するための上級責任者を特定することにより、この文書に記載されている原則への取り組みを示し、責任あるビジネス慣行の文化を創出するものとしします。

2.0 法的要件と顧客要件

パートナーは、適用される法律、規制、公認の基準、および関連する顧客要件を特定し、遵守するものとしします。

3.0 リスク管理

パートナーは、本原則が対象とするすべての分野におけるリスクを特定し、管理するための体制を備えるものとしします。変更のリスクを評価および制御するための変更管理プロセスを導入する必要があります。

4.0 トレーサビリティと制御

パートナーは、合法的かつ持続可能な調達をサポートするために、原材料の供給源の追跡可能性を含む、自社のサプライチェーンに対するデューデリジェンスを実施するためのシステムを導入するものとしします。

5.0 トレーニングとコンピテンシー

パートナーは、これらの原則に対処するために、管理者と労働者に適切なレベルの知識、スキル、能力を身に付けさせるトレーニングを提供するものとしします。

6.0 文書化

パートナーは、本原則への準拠および適用される法律や規制への準拠を証明するために必要な文書を保持するものとしします。

7.0 継続的改善

パートナーは、パフォーマンス目標を設定し、実装計画を導入することで継続的に改善することが期待されます。社内または社外の評価、検査、および管理レビューによって特定された欠陥に対して、ニアミスやインシデントの記録と報告を含む、必要な是正措置を講じるものとしします。

8.0 苦情処理制度

パートナーは、社内外の利害関係者が利用できる苦情処理制度を確立するものとし、これらの利害関係者は、報復、威嚇、嫌がらせの脅迫や実際の報復、威嚇、嫌がらせを受けることなく、懸念事項、違法行為、または職場における本原則の違反を報告するために、この制度を利用することが奨励されるものとしします。

9.0 対応と是正

パートナーは、本原則に関連するインシデントまたは懸念事項を適切に調査し、必要な是正措置を講じ、必要に応じて是正措置を講じるものとしします。

10.0 効果的なコミュニケーション

パートナーは、従業員、請負業者、サプライヤーを含む関連する利害関係者にこれらの原則を伝えるための効果的なシステムを備えるものとしします。

11.0 事業継続管理

パートナーは、リスクを効果的に管理し、事業継続性を確保し、関連する利害関係者を保護するというコミットメントを示すために、事業継続性に対する構造化されたアプローチを採用するものとしします。

倫理的なビジネス慣行

パートナーは、業務のあらゆる側面において一貫して誠実に行動し、責任を持って倫理的に事業を遂行することが求められます。これには、適用される法律や規制を遵守しながら、誠実さ、透明性、公平性に関する高い基準を遵守することが含まれます。



倫理的なビジネス慣行の原則は次のとおりです：

1.0 誠実なコミュニケーション

当社、当社の顧客、当社のビジネス パートナー、規制機関の代表者、政府関係者との話し合いにおいては、誠実かつ正確な対応を心がけるものとします。パートナーは、会社の契約、製品、サービス、またはトランザクションに関して、虚偽の表明を行ったり、その他の誤解を招く、または欺瞞的な行為を行ったりしてはなりません。

2.0 正確な業務記録

当社に関連するトランザクションおよび事業情報に関する完全かつ正確な財務帳簿および記録を保持するものとします。ビジネス記録は、適用されるすべての法律、会計および税務の規則、および規制に完全に準拠する必要があります。記録は判読可能かつ透明性があり、実際のトランザクションと支払いを反映している必要があります。

3.0 公正な競争

パートナーは、公正かつ誠実な競争を通じてのみ事業を遂行し、すべての米国法および現地法を含む、適用されるすべての独占禁止法および競争法を遵守するものとします。

4.0 贈収賄防止および汚職防止

賄賂、恐喝、横領を含むあらゆる形態の汚職を禁止します。ビジネスや政府関係において、または不当な利益を得るために仲介者を利用して、賄賂を支払ったり受け取ったり、その他の不正な誘因に関与してはなりません。腐敗行為を防止し、適用法に準拠するための適切なシステムを確保してください。

パートナーは、米国の海外腐敗行為防止法、英国の賄賂防止法、すべての現地の賄賂防止法、およびOECDの国際商取引における外国公務員に対する賄賂の防止に関する条約に定められた基準を含む、適用されるすべての腐敗防止法および規制を遵守する必要があります。

政府関係者と仕事をする場合でも、民間部門の関係者と仕事をする場合でも、いかなる形態の汚職、恐喝、賄賂も容認、許可、関与してはなりません。現地の慣習に関わらず、ビジネスを獲得するため、行為や決定に不当に影響を与えるため、その他不正な利益を得るため、または行政手続きを円滑または迅速に進めるため、政府関係者、会社の顧客、会社の従業員、またはその他の人物に、有価物（金銭、便宜、使用料、旅行のアップグレード、贈答品、融資、慈善寄付、仕事やインターンシップの機会など）を提供、提供、約束、または許可してはなりません。

5.0 贈答品と接待

贈答品や接待（食事やその他の接待を含む）は、透明性があり、帳簿や記録に正確に記録され、価値が控えめで、その場の慣習に則り、正当な事業目的に関連し、すべての法律および受取人のすべてのポリシーに準拠している必要があります。不適切であるように思われたり、贈答品や接待がビジネス関係に不適切な影響を与えることを意図しているという印象を与えるような価値のあるものを依頼したり、受け取ったり、提供したり、贈与したりしないでください。当社の従業員またはその家族に対して過度の贈答品、接待、娯楽を申し出たり提供したりしないでください。

6.0 政府機関との協力

現地の法律で義務付けられる範囲で、コンプライアンスの実施を担当する調査政府機関に協力してください（許可されている場合、施設や労働者への合理的なアクセスを提供することも含まれます）。必要に応じて、労働者、請負業者、または下請業者が現地の法律に違反したという信頼できる情報を受け取った場合は、関係当局に通知するものとします。

7.0 利益相反

当社の利益と相反する可能性のある、または相反しているように見える状況、活動、関係を避けてください。当社または当社の従業員との間に実際または潜在的な利益相反がある場合は、その旨を当社に通知する必要があります。

倫理的なビジネス慣行（続き）

8.0 貿易コンプライアンス

輸出管理、輸入規制、税関要件、政府または国際機関によって課せられる禁輸措置や制裁措置など、関連するすべての国際貿易法および規制を特定し、遵守するものとします。顧客、パートナー、その他の関係者が政府の監視リストや拒否当事者リストに掲載されていないことを確認するために、制限された当事者のスクリーニングを実施するものとします。輸出規制の対象となる商品や技術を輸出または再輸出する前に、必要なライセンスまたは許可を取得するものとします。国際貿易活動に関する正確かつ包括的な文書を維持してください。

9.0 インサイダー取引

インサイダー取引に関するすべての関連法および規制を遵守するものとします。これには、米国証券取引委員会 (SEC) や英国金融行動監視機構 (FCA) などの証券規制機関が制定した規制が含まれますが、これに限定されません。パートナーは、自社の組織内でのあらゆる形態のインサイダー取引を明示的に禁止する必要があります。

10.0 知的財産と機密情報

特許、企業秘密、著作権、商標、機密情報（総称して「IP」）を含む知的財産を尊重し、保護するものとします。当社の知的財産は、契約により許可され、関連法に従い、当社の利益のためにのみ使用するものとします。商標や著作権で保護された資料を不正に使用したり、当社の機密情報や企業秘密を開示してはなりません。第三者による当社IPの不正使用があった場合は、直ちに当社に報告してください。

11.0 プライバシーと個人情報

個人のプライバシーと個人情報を保護するものとします。個人のプライバシーの権利を尊重し、個人情報を責任を持って取り扱い、機密データを保護するために必要な措置を講じるものとします。会社関連データの意図的な収集、使用、開示、保持を確実にし、適切なレベルのデータセキュリティを導入するものとします。事業を展開する管轄区域で適用されるすべてのデータ保護およびプライバシーに関する法律と規制を遵守するものとします。これには、欧州連合の一般データ保護規則 (GDPR) やその他の関連する現地法が含まれる場合があります。

12.0 動物の福祉

医薬品開発のための動物実験に携わるパートナーは、動物を丁寧に扱い、痛みやストレスを最小限に抑えなければなりません。動物実験の代替案を検討し、可能であれば動物の使用数を減らし、手順を改善して苦痛を最小限に抑える必要があります。パートナーは、動物実験を実施する前に、現地の法律や規制を遵守し、必要な承認や許可を取得する必要があります。

13.0 製品品質

医薬品原料および製品の供給、製造、梱包、試験、保管、流通に関わるパートナーは、適用される品質規制を遵守し、国および地方の規制当局が発行する適正製造基準 (GMP)、適正実験室基準 (GLP)、適正流通基準 (GDP) などの適切なガイドラインに従う必要があります。パートナーは、文書化の実践規 (GdocP) に従うことも求められます。

14.0 臨床試験

臨床試験に関与するパートナーは、新しい医薬品、医療機器、または治療法の安全性と有効性に関する信頼できるデータを取得するために、倫理基準と関連規制に従う必要があります。契約研究機関 (CRO) などのパートナーは、試験が実施される国や当社製品が販売される国における規制要件を遵守する責任を負います。コンプライアンスには、国および地域の規制機関が発行する適正な臨床試験の実施の基準 (GCP) に関する関連ガイダンス、および医薬品規制調和国際会議の適正な臨床試験の実施の基準 (ICH-GCP) を尊重し、遵守することが含まれます。さらに、パートナーはヘルシンキ宣言に由来する倫理原則を遵守する必要があります。

15.0 マーケティングおよび販促慣行

当社製品のマーケティングおよび販促に携わるパートナーは、製品が販売される国の法律および規制に従う必要があります。すべての販促活動は真実であり、誤解を招くものではなく、科学的証拠によって裏付けられたものである必要があります。医療従事者やその他の利害関係者と交流する場合、パートナーは、IFPMA行動規範、医療従事者との交流に関するPhRMA行動規範、ABPI行動規範、EFPIA行動規範などの該当する業界固有の規範に従う必要があります。

倫理的なビジネス慣行（続き）

16.0 医薬品安全性監視

医薬品や医療製品が承認され販売された後にその安全性と有効性を監視および評価するパートナーは、適正医薬品安全性監視基準（GVP）に従う必要があります。パートナーは、それぞれの管轄区域におけるすべての関連法および規制を遵守する責任を負います。

17.0 責任ある鉱物調達

パートナーは、タンタル、スズ、タングステン、金など、自社の製品やサプライチェーンで使用する鉱物を、紛争の影響を受けた地域から調達されていないことを保証しながら、責任ある持続可能なサプライチェーンから調達することが求められます。紛争鉱物とは、採掘や取引が武力紛争、人権侵害、環境破壊の一因となっている地域や国から調達された鉱物を指します。

18.0 AIを含むテクノロジーの活用

パートナーは、人工知能（AI）を含むテクノロジーの倫理的かつ責任ある使用の原則を遵守する必要があります。これには、AIシステムが人権を尊重し、差別や偏見を避け、プライバシーとデータのセキュリティを保護し、

適用される法律や規制に準拠した方法で開発および使用されるようにすることが含まれます。経済協力開発機構（OECD）の人工知能に関する原則など、AIテクノロジーの使用に関する国際的に認められた原則を遵守するものとします。

19.0 サプライヤーの多様性

サプライヤーには、小規模で多様な企業のサプライチェーンへの組み込みと活用を促進するサプライヤー多様性プログラムを実施することが推奨されます。少数民族所有、女性所有、退役軍人所有、LGBTQ+ 所有の企業など、歴史的に過小評価されてきたグループに積極的に関与し、支援することを目指すものとします。



違反の結果

BPCCに違反すると、パートナーは当社との契約違反に該当し、当社のビジネス パートナーとしての地位が剥奪されるほか、法的措置が取られる可能性があります。

監視

当社は、情報依頼、監査、その他の監視方法を通じてパートナーの当社BPCCへの準拠を監視し、当社の基準が満たされていることを確認します。契約書や合意書に明記されている場合、当社は監査を実施したり、ビジネス パートナーの記録や施設を調査する権利を留保します。

当社は、パートナーに対し、当社が開始する情報依頼や監査、また当社による認証や照会・調査への参加の要請に協力していただくことを期待しています。

コミュニケーション

当社のBPCCは、当社の標準契約書、合意書、提案依頼書、および発注書の条件に組み込まれています。BPCCは、当社のウェブサイトにて複数の言語で簡単にアクセスでき、ご利用いただけます。

懸念の報告

当社または当社のパートナーの関係者が法的要件や本BPCCを満たしていない、あるいは不適切な行為を行っていると思われる場合は、当社に報告してください

- msdethics.comにある当社のSpeak Upツールを使用してください。これは当社に懸念事項を報告するための部外秘のチャネルです。24時間365日利用可能で、複数の言語で報告できます。Speak upツールは、第三者ベンダーによって管理されています。
- Speak Upツールを使用して懸念事項を報告する場合、法律で許可されている場合は匿名のままで報告できます。ただし、コミュニケーションを円滑にするため、報告者が身元を明らかにすることを推奨します。
- msdethics.comにアクセスすると、報告者はそこに記載されている所属地域の電話番号を利用し、担当者と話すことができます。その場合は担当者が問題の詳細を記録します。あるいは、希望する場合は便利なオンラインで報告することもできます。msdethics.comのSpeak Upツールに提供された情報は、会社の適切な担当者に伝えられます。